

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年7月12日（平成29年（独情）諮問第40号）

答申日：平成29年9月26日（平成29年度（独情）答申第31号）

事件名：研究個室の鍵の管理簿等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書9（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、①請求文書1及び請求文書2につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書1」という。）を特定し、開示し、②請求文書3及び請求文書5（以下、併せて「本件対象文書2」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、③請求文書4及び請求文書6ないし請求文書9（以下、併せて「本件対象文書3」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、（i）本件対象文書1を特定したこと、（ii）本件対象文書2につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したこと、（iii）本件対象文書3を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年7月15日付け総法文第1054号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

原処分を取り消し、請求通りの文書を再度特定し開示せよ。

以下開示決定通知書別紙の記載に従い主な理由内容を述べる。

##### ア 請求文書1について

鍵の管理簿等が特定されていない。規定によると「3. 利用当日は、鍵使用簿に記入し、鍵を受け取って下さい」（添付資料1）とあり鍵使用簿が存在するはずである。全て開示することを求める。

##### イ 請求文書6について

添付資料2のように私宛に図書館事務担当者より「12:00-13:00は2号館カウンター業務を行っておらず、鍵の受け渡しが出来ない」旨の連絡があり、利用時間の修正を余儀なくされた。この連絡は当初から悪質な嫌がらせと危惧していたが、説明や根拠の提示もなく修正させられた。文書開示請求の結果12:30より利用している申請例があり、また実際の利用状況（昼休み時間帯12:00-13:00は利用者最多時間であり、学生も教員もこの時間を利用して図書館へ入退出をする頻度が高くカウンターの利便性も要請される。もし業務停止なら規約で明記し周知すべく掲示や記載配布物があるはずである。仮に職員の休憩時間等の都合があるなら、制度として交代休憩、補助員配置等措置がなされ、2号館カウンターが業務停止は回避されるはずである。また添付資料1には「利用時間は9時から17時」と明記され12:00-13:00の休止についてはなんら記載がない。）から不可解に思い開示請求した経緯である。本件行為は「業務上の管理者地位を利用した悪質な嫌がらせ（パワーハラスメント）」の可能性が高く念のため再度「12:00-13:00は2号館カウンター業務を行っておらず、鍵の受け渡しが出来ない」に係る規約類文書類を特定し開示することを求める。

ウ 請求文書7及び請求文書9について

私に告げた内容と実際の運用状況が甚だしく異なり、当初から悪質な嫌がらせと危惧していたが、説明や根拠の提示もないまま強制的に処置された。文書開示請求の結果矛盾があり不可解に思い開示請求した経緯である。本件行為は「業務上の管理者地位を利用した悪質な嫌がらせ（パワーハラスメント）」の可能性が高く念のため再度「利用申請書の承認過程；特に、当日利用はありえないのか」に係る規約類文書類を特定し開示することを求める。なお、館長は「空室があれば当日利用可」と説明している。

（本答申では添付資料は省略）

(2) 意見書

諮問庁からの「理由説明書」（下記第3）の「2 諮問理由説明」に「(1) 異議申立ての理由」と「(2) 諮問の理由」の項目がある。意見書では「新たに知らされた説明部分」を主な対象にして意見を述べるが、諮問庁のこれら説明には多くの錯誤や虚偽があり公正な審査が実現されるのか憂慮している。

審査に当たっては、これまで私が提出した文書および諮問庁から提供された関係文書や説明も十分に参照し、結論の根拠たる事実関係を慎重に審査することを求める。しばしば「諮問庁の説明に不自然な点や判定

を覆す事情は無い」等に基づき判断がなされるが、これらは「諮問庁の説明」が真実・事実であることが前提である。この前提が成立しないなら公正・適正な結論は導けない。これまでの経過を見るにこの前提が成立しないケースが多々ある。今般、行政組織の「隠蔽や虚偽」が糾弾されており、わが国の情報公開制度も危機に瀕しているように思われる。国立大学においても事情は共通であり、ここに公正かつ厳密な審査を強く祈念する。

まず「(2) 諮問の理由」の冒頭「特定の者とその他の申請者に対する対応等を比較し、その根拠等を示す法人文書を求めている」との記述であるが、これは正しくない。「一般利用者に対する運用対応状況とその根拠等を示す法人文書」が主要対象であり、その文書特定過程で「特定の者とその他の申請者に対する対応等の比較が自然に判明し、それらの根拠等を示す法人文書も特定され、開示される」のが自然な流れである。本件は保有個人情報の開示請求ではないので「特定の者」とか「比較」にこだわるのは開示請求趣旨にも法令趣旨にも反する。

つまり、「特定の者とその他の申請者に対する対応等を比較し、その根拠等を示す法人文書を求めている」との解釈は開示請求趣旨の一部に過ぎない。

請求文書1であるが、まず「管理簿の保存期間は1年未満であり」の記述は以下3点で奇妙で不自然である。

そもそも、1年未満の取り決めは無く、事実と異なる。少なくとも5年は保存される規定になっているはずである。そして施設の利活用促進や検討資料に適宜利用される。もし1年未満なら翌日廃棄もありうる訳で、そのような規定では大学施設の運用は成立しない。次に、仮に、「1年未満で廃棄」の規約が正しいとしても、窓口運用は継続しているのであるから開示請求された時点で存在する限りの「管理簿」を開示すべきである。状況から見て「鍵の管理簿」が実質的に運用されておらず、当該文書がそもそも存在しなかった可能性がある。これらの不備を隠蔽するため、「管理簿の保存期間は1年未満」を思い描きこの説明で責任回避したと思われる。

今般国会で重大問題になっている「自衛隊関連の日報」問題でも都合の悪い請求には防衛省は「廃棄済」と偽っていた。類似の対応は、諮問庁でも横行していると危惧される。

請求文書2であるが、諮問庁の文書特定は不十分であり、説明も不自然である。恣意的隠蔽ないし錯誤が危惧される。

請求文書3及び請求文書5であるが、諮問庁の文書特定は不十分であり、説明も不自然である。恣意的隠蔽ないし錯誤が危惧される。

特に当該部署勤務の複数職員等から「不自然な計画的（組織的）計略

の計画と執行」につき当時私宛に教示があった。諮問庁は関係文書を隠蔽していると思慮される。「ハラスメント等何らかの行為」とあるが、これが一概に法5条1号本文前段に該当するとは言えない。業務上の自然な行為である可能性もあり「個人の特定」を避ける形の部分ないし全開示も十分可能である。そもそも開示請求時ないし異議申立時に添付した資料から当該図書館の運用が極めて恣意的かつ不公正であることを明確に示している。むしろ「正常業務であり公表可能な運用実態」であることを、本件審査を通じて示すことが諮問庁に求められていると思慮される。諮問庁は過去2代の総長等が論文不正や研究費不正疑惑で社会から厳しく批判され、またハラスメント問題でも複数自死者を含め由々しき経過を辿っている。現在社会問題化している「獣医学部新設疑惑」、 「国有地不当売却疑惑」に通じる、諮問庁の体質を反映しているのではないのか。

請求文書4及び請求文書6ないし請求文書9であるが、「文書は作成しておらず該当する法人文書は存在しない」と記載されている。これらの説明は虚偽ないし錯誤と思われる。

請求文書4については、「特定教員の利用申請」については、事細かく確認をしておきながら、他の教員については記入漏れや捺印欠落でも受け付けている実態が明確になった。そこでその実態の背景や根拠、動機を調査することは大学の健全な発展のために重要な案件である。関係状況については大学の関係役員や部署に相談・改善依頼等をしたが、念のため本件開示請求にて関連事実の補強と確認をした次第である。

このような差別は単なる差別に留まらない。すなわち「差別」にたいして、説明や改善を求めようとするとその行為を「業務妨害等」として陥れる動機があった。事実これまでの一連の開示請求結果の文書はその危惧を証明している。そのため諮問庁は「文書は廃棄済」、「文書は不存在」と説明したが、これは矛盾を露呈する結果になっている。

請求文書6について運用業務時間制限に係る法人文書が存在しないとありえない。

そもそも「昼休み12:00-13:00の利用制限」の規約など架空のもので、実体は無いと思われる。よって「文書を作成しておらず不存在」ではなく「当該規約は存在せず、文書は不存在」としなくては法令趣旨に背くことになる。諮問庁の「文書を作成しておらず不存在」では、いかなる理由で「文書を作成していない」のかが曖昧であり、a規約はあったが「文書を作成していない」ならそのように明確に説明すべきである。更に規約そのものを審査会に提示すべきである。

bもしこの提示ができないなら「規約は無かった」こととなり、不存在の理由にその旨明記すべきである。多くの証言から「規約は無かつ

た」が真相と思われる。

上の a, b の識別は些細な事のように思われるかも知れない。しかし「文書を作成しておらず不存在」の不作成事由の曖昧性を認めるなら当該規約の存否が確定せず、このため恣意的結論が誘導可能であり、情報公開制度は骨抜きになってしまう。結果として行政権力の暴走が加速されることになる。a, b の識別は重要かつ不可欠である。

請求文書 7 についても請求文書 6 と同様に「当日利用は出来ない」などの規約は無く、実際は効率的運用趣旨に基づき個々に判断していると思慮される。当日利用については利用例も複数あり、当然利用可能であったため、それを禁じる等の文書は不存在」として審議結果を出すべきではないか。開示済文書から上記事実は明確であり、改めて特別な調査を要しないと思われる。

請求文書 8 については、請求文書 1 から請求文書 8 の問題が生じたため急遽とった対応と思われる。一切文書が無いというのはいえぬ。

「しかじかの運用法が承認された」程度の議事録があるはずである。かなり重要な変更事務であり、それを何の記録・証拠も残さないのはかつて厳しく糾弾された経緯が全く生かされておらず、ありえないことである。

請求文書 9 についても請求文書 7 と類似の審議を期待する。

附属図書館に対し教員として長い期間様々の寄与（利用，寄贈，提案）をし、学生・市民に利用啓発してきた私として、諮問庁の再生を心より祈念している。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経緯

平成 27 年 6 月 16 日付けで、異議申立人から、附属図書館研究個室利用に係り、本件請求文書について法人文書開示請求があった。

各請求については、全部開示する決定、個人を特定した上で当該個人に係る法人文書の開示を求めており該当する法人文書の存否を回答することは当該個人に係る個人に関する情報である法 5 条 1 号に該当する不開示情報（個人の権利利益を害するおそれのある情報）を開示することと同様の結果が生じることとなるため法 8 条により存否の応答を拒否する決定、文書不存在により法 9 条 2 項により開示をしない旨の決定を平成 27 年 7 月 15 日付けで行った。

その後、平成 27 年 7 月 25 日付けの異議申立書が提出され、同月 27 日付けでこれを受理したものである。

#### 2 諮問理由説明

##### (1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2（1）のとおりである。

## （2）諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、附属図書館の研究個室利用状況等及びその利用申請手続きにおいて、特定の者とその他の申請者に対する対応等を比較し、その根拠等を示す法人文書を求めているものである。

請求文書1について、研究個室数が特定可能となる文書として「東北大学附属図書館2号館2・3階共通平面図（平成25年7月まで）」（文書1）を特定し、全部開示とした。異議申立人は、図書館2号館の研究個室利用に係る鍵の管理簿が特定されていない旨を申し立てているが、管理簿の保存期間は1年未満であり、開示請求時点ですでに廃棄している。また、個室利用の振り分け方について記載した法人文書は保有していない。

請求文書2については、「国立大学法人東北大学における文書の取扱いに関する規程」（文書2）を特定し、全部開示とした。

請求文書4及び請求文書6ないし請求文書9については、文書は作成しておらず該当する法人文書は存在しないため不開示とした。

異議申立てを受け、請求文書1、請求文書2、請求文書4及び請求文書6ないし請求文書9について請求に照らし改めて文書の探索を行ったが、請求文書1及び請求文書2で特定した法人文書以外に該当する法人文書は見つからず、本学の決定は妥当なものとする。

請求文書3及び請求文書5については、個人を特定した上でその個人に対するハラスメント等があったことを前提にその扱い又はその行為に関わる文書の開示を求めたものであり、その存否を答えることは、特定の個人に係るハラスメント等又は何らかの行為があったという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものであり、特定の個人に係るハラスメント等又は何らかの行為があったという事実の有無は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、個人を識別できる情報である。また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、本件文書の存否を答えることは法5条1号に規定する不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、存否応答拒否とした。異議申立てを受け、改めて検討したが、引き続き存否応答拒否が妥当なものとする。

以上の理由から、本学では、平成27年7月15日付けの原処分は妥当であると判断し、諮問するものである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年7月12日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月21日    | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 同年9月11日    | 審議            |
| ⑤ | 同月22日      | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書9（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、①請求文書1及び請求文書2につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書1）を特定し、開示し、②請求文書3及び請求文書5（本件対象文書2）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、③請求文書4及び請求文書6ないし請求文書9（本件対象文書3）につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、請求文書1及び請求文書2の開示請求の対象として本件対象文書1の外にも特定すべき文書が存在するはずであり、本件対象文書2についてはその存否を明らかにして開示すべきであり、本件対象文書3については保有しているはずであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、（i）本件対象文書1の特定の妥当性、（ii）本件対象文書2の存否応答拒否の妥当性及び（iii）本件対象文書3の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書1の特定の妥当性について

- （1）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書1の特定に係る判断等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

#### ア 附属図書館2号館の研究個室について

本件開示請求は、附属図書館2号館の研究個室について、東北大学が過去に開示した同研究個室の利用申請書（平成24年5月から同25年5月までに申請された10件分）が作成（提出）された当時の運用実態等に関する文書の開示を求めるものである。

附属図書館には1号館と2号館があり、以前はその両方に研究個室があったが、2号館の研究個室は、1号館を通り抜け、さらに渡り廊下を通った先の2号館内にあって使い勝手が悪いため、当時は、東日本大震災で居室の被害が大きかった研究科等からの震災対応による利用申出に係る利用と特定教員の利用があるのみであった。また、平成25年に行われていた1号館の大規模改修工事に際し同館の図書及び資料の一部を2号館に移動させることとなり、ほどなくして同館の研究個室は実質廃止となった（工事が完了した平成26

年10月以降、研究個室は1号館のみで、WEB上での利用予約となっている。)

#### イ 請求文書1について

##### (ア) 「研究個室数が特定可能となる文書」について

「研究個室数が特定可能となる文書」として、原処分では「東北大学附属図書館2号館2・3階共通平面図(平成25年7月まで)」(文書1)を特定し、全部開示とした。

異議申立人は、鍵の管理簿を特定すべきである旨申し立てているが、理由説明書(上記第3)で述べたとおり、当該文書の保存期間は1年未満であり、開示請求時点で既に廃棄している。なお、より具体的には以下のとおりである。

「鍵の管理簿」に該当する文書としては、担当係内で研究個室の利用状況を把握し、鍵の所在を明らかにする目的で「鍵使用簿」を作成していた。

この鍵使用簿については、特に規程等で定められた様式がなかったため、簡単な様式を作成して、鍵の受渡し時、研究個室利用者に、「日にち、氏名(苗字のみ)、入退室時間」を記入してもらっていたものであり、あくまで確認のために利用する程度のものであって、何年にもわたって保存する必要がある文書ではないため、保存期間は1年未満としており、研究個室の廃止以降は廃棄している。

なお、保存期間が1年未満の文書として取り扱っていたため、当時の文書ファイル管理簿にも掲載していなかった。

##### (イ) 「どの様な状況で複数ある個室の利用を振り分けるのかが分かる文書」について

個室利用の振り分け方について記載した法人文書については、その保有が確認されなかったため、特定されていない。

なお、改めて関係者に確認したところ、上記アで述べたように利用者が少なかったこともあり、特にどの申請者をどのように各個室に振り分けるかは定めていなかったとのことである。定める必要もなかったということのようである。

##### (ウ) 以上を踏まえ、諮問庁としては、文書1の外に請求文書1の開示請求の対象として特定すべき文書はないと判断するものである。

#### ウ 請求文書2について

請求文書2については、「国立大学法人東北大学における文書の取扱いに関する規程」(文書2)を特定し、全部開示とした。これは、同規程の19条に「起案文書は、決裁を得て施行しなければならない」と規定されていることから、承認の決裁印の押印なしに利用を許可した事例(震災対応での利用分)の適否を判断することとした

場合にその根拠となるものであると考えられることによる。

なお、上記規定に係る具体的判断基準を定めた通知、申合せ等といったものはなく、また、上述の利用許可事例について適否の判断がなされ、その過程で文書が作成される等といった事情も認められなかった。

以上を踏まえ、諮問庁としては、文書2の外に請求文書2の開示請求の対象として特定すべき文書はないと判断するものである。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象文書1の外に請求文書1及び請求文書2の開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件対象文書2の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件対象文書2の開示請求は、個人を特定した上で、当該個人（特定教員）の研究個室の利用に際してハラスメント等があったことを前提に、その事実関係等を示す文書の開示を求めており、本件対象文書2の存否を答えることは、特定の個人（特定教員）の研究個室の利用に際してハラスメント等があったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。また、当該情報について、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められない。

(3) したがって、本件対象文書2の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 4 本件対象文書3の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書3（請求文書4及び請求文書6ないし請求文書9）については、文書は作成しておらず該当する法人文書は存在しないため不開示としたものであり、異議申立てを受けて改めて行った探索に際しても該当する文書の存在は確認されなかった旨説明する。

また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書3の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 2号館研究個室の利用（運用）等についての規定がある規程等及び附属図書館本館事務部が保管しているその他の文書について

(ア) 規程等について

研究個室の利用（運用）等については、「東北大学附属図書館本

館利用規則」（以下「利用規則」という。）8条に「視聴覚室，研究個室等館内施設の利用を希望する者は，所定の手続により館長の許可を得るものとする。」と規定され，この規定を受けて「東北大学附属図書館本館利用細則」（以下「利用細則」という。）に，利用者の範囲，利用目的，期間，利用手続等が規定されている。

なお，その具体的運用についての通知，申合せ等といった文書の存在は確認されなかった。

(イ) その他の文書について

2号館研究個室の利用（運用）等の過程で作成又は取得された文書としては，各利用申請者から提出された研究個室利用申請書（本件の開示請求書に添付されたものと同一文書）の保有が確認されたが，これに対する研究個室の利用許可は口頭又は電子メールで申請者に伝えるのが基本的な方法であって利用許可書は発行していなかったため保有しておらず（電子メールの保存期間は1年未満である。），該当の研究個室自体が既に存在しない現状にあつて，2号館の研究個室利用に関連する当時の配布（提示）物や掲示物といったものも保存されていなかった（異議申立人が鍵の管理簿が存在するはずであるとの主張の根拠として異議申立書に添付した「研究個室利用上の注意事項」と題する文書は，2号館の研究個室利用の際に担当者が異議申立人に交付したものであると思われるが，当該文書の写し等も保存されていない。）。したがって，保有が確認されたのは上述の研究個室利用申請書のみということになる。

イ なお，異議申立人が種々主張している利用時間及び当日利用の取扱いについては，関係者から事情聴取したところ，おおむね以下のとおりであった。

(ア) 利用時間は利用細則にあるとおり8時45分から17時までであるが，異議申立人が問題としている昼休み時間の取扱いは規定されていない。当時は，2号館全体を3名で管理していたため，休憩時間確保のため，予め館内表示等で案内した上で12時～13時の時間帯はカウンターサービスを休止していた。ただし，緊急の場合は対応することもあり，震災被害で居室がない教員への対応は，昼休み時間でも受け付ける場合があったようである。

(イ) 当日利用についても，特に規定はないが，決裁を得ての利用承認には通常ある程度時間を要するところ，震災被害で居室がない教員への対応はある程度融通をきかせていたようである。

ウ 異議申立人は，東北大学（開示請求書において指定された附属図書館本館事務部）において本件対象文書3に該当する文書を保有しているはずであると主張しているが，実際に保有している文書は上記アの

とおりであって、これら文書には、請求文書4及び請求文書6ないし請求文書9の各請求に対応する記述はいずれも含まれていない。また、そのような内容の文書が実際には存在すると判断すべき事情も認められないことから、本件対象文書3を保有していないとして不開示とした原処分の判断は、いずれも妥当であると判断するものである。

(2) 上記諮問庁の説明については、これを覆すに足る事情は認められない。したがって、東北大学において本件対象文書3を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、①請求文書1及び請求文書2につき、本件対象文書1を特定し、開示し、②本件対象文書2につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、③本件対象文書3につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、(i) 本件対象文書1を特定したことは、東北大学において本件対象文書1の外に請求文書1及び請求文書2の開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、妥当であり、(ii) 本件対象文書2につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であり、(iii) 本件対象文書3につき、これを保有していないとして不開示としたことは、東北大学において本件対象文書3を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求文書

東北大学情報公開室からの開示文書に附属図書館2号館研究個室利用申請書がある（添付文書）。これは平成24年度から平成26年度3年間（H24.4.1－H27.3.27）にわたる附属図書館2号館研究個室の利用申請書（10件）の全てであり、これは同運用状況と運用実態の確実かつ公的な根拠（証拠）である。さて添付文書にかかわり本件開示請求では以下の文書を開示請求する。期間はH24.4.1から現在まで。部局は東北大学附属図書館本館事務部に限定。

請求文書1 研究個室利用申請書は3年間で10件しかない。研究個室は少なくとも3室ある。a 先ず、研究個室数が特定可能となる文書一切の開示を求める。例えば鍵の管理簿等である。b またどの様な状況で複数ある個室の利用を振り分けるのかがわかる文書一切の開示を求める。（a－b）

請求文書2 図書館研究個室利用申請書の記入状況であるが、上部の承認決裁印が特定教員の分5件はすべて押印されているが、他の5件は期日に無関係に押印が全くない（添付資料1）。真に不自然である。押印がないのに利用を許可した運用がa 規約違反等問題になることが無いことがわかる文書一切の開示を求める。b 逆に、規約違反等問題になることがわかる文書一切の開示を求める。（a－b）

請求文書3 図書館研究個室利用申請書の記入状況であるが、上部の承認決裁印の押印状況から判断して、特定教員に対する差別ないしハラメントと思慮される。a 特定教員に対して、特別な扱いをしたことを示す一切の文書の開示を求める。逆にb 特定教員に対して、特別な扱いをしていないことを示す一切の文書の開示を求める（a－b）

請求文書4 図書館研究個室利用申請書の記入状況で申請者の氏名の捺印欄が空白なのに受理した例が複数ある。a この受理が運用上話題になることが無いことがわかる文書一切の開示を求める。b 逆に、運用上問題になることがわかる文書一切の開示を求める。（a－b）

請求文書5 一方請求文書4とほぼ同時期申請の特定教員に対しては特定日の申請書提出に際し、あらかじめ書式をもらい記入事項の説明を受けているにも係らず、窓口担当と称する特定専門職員が執拗につきまとい、揶揄し、しつこく説明を強要し、暴言を吐き、嫌がらせをし、体への接近等がなされたと理解している

(各種広報, 学会報告, 報道, web等による)。当該利用申請に関して, これらの行為(状況)に係る一切の文書の開示を求める。

請求文書6 利用時間も真に不自然である。“昼休み(12:00-13:00)は鍵の貸借が出来ない”旨 担当職員が公言した記録がある(c f 資料1の75-9; 記載変更強要らしい)。

然るに12:30から利用しているケースがある。aこの状況事実(利用時間記載変更等)を明示する一切の文書の開示を求める。b“昼休み(12:00-13:00)は鍵の貸借が出来ない”旨の主張の正当性・適切性がわかる一切の文書の開示を求める。c逆に“同主張”の不適切がわかる一切の文書の開示を求める。(a-b-c)

請求文書7 利用開始日も真に不自然である。利用特定日に“当日は利用できない。利用許可に1週間から10日かかる”といわれた旨明確な記録があるようである。a“当日は利用できない。利用許可に1週間から10日かかる”旨を利用者に伝えた人物がわかる一切の文書の開示を求める。b“当日は利用できない。利用許可に1週間から10日かかる”旨の主張の正当性・適切性がわかる一切の文書の開示を求める。c逆に“同主張”の不適切がわかる一切の文書の開示を求める。(a-b-c)

請求文書8 平成25年1月より運用に多少変化が認められる。承認決裁の欄に事務部長分を付加。aこのことに係る文書一切の開示を求める。b発議書, 議事録, 指示類, 結果, 報告類などを含む。(a-b)

請求文書9 平成25年1月以降の申請書でも当日利用を認めるケースと認めないケースがある。aなぜそのような不整合が生じたのかわかる文書一切の開示を求める。b3年間で10件しか利用申請がないのに当日利用を認めない理由ないし根拠がわかる一切の文書の開示を求める。c特定利用者からの調査依頼と館長の判断と思慮するがこのことがわかる文書一切の開示を求める。(a-b-c)

(本答申では添付文書は省略)

## 2 本件対象文書1

文書1 東北大学附属図書館2号館2・3階共通平面図(平成25年7月まで)

文書2 国立大学法人東北大学における文書の取扱いに関する規程